

15 危険物・保安関係

ア 燃料電池関連分野関係

事項名	措置内容	実施予定期			講ぜられた措置の概要等	備考
		16年度	17年度	18年度		
燃料電池自動車に用いる水素燃料用容器に関する例示基準の作成作業の支援 (経済産業省)	性能規定化された高圧ガス保安法の下において、事業者が車両認可までの時間を短くするために、同法の技術基準を満足する具体的な詳細基準の例である「例示基準」を作成する場合、第三者機関による技術基準への適合性評価を円滑に行うことを含め適切な対応を行う。	16年6月までに事業者が例示基準の作成を行うことを前提に16年度中に措置			(経済産業省) 省令改正を行い(平成17年3月30日付け官報掲載) 例示基準を制定した(平成17年3月31日付け)	
燃料電池自動車に対応した駐車場の消火設備の基準の見直し (総務省)	燃料電池自動車が駐車場に駐車する際の防火安全性を適切に確保するため、「燃料電池自動車の地下駐車場等における防火安全対策検討会」における消火実験・実態調査等の結果に基づき、必要な安全性の検証・評価を行った上で、燃料電池自動車が駐車する駐車場に設置すべき消火設備に関する消防法上の現行基準を見直す。	措置			(総務省) 「燃料電池自動車の地下駐車場等における防火安全対策検討会」における検討の結果、燃料電池自動車が駐車する駐車場に設置すべき消火設備については、現行の消防法上の基準により対応可能であるとの結論を得たところであり、各都道府県・消防機関にその旨周知を図ったところ。(「燃料電池自動車に対応した地下駐車場等における防火安全対策について」(平成17年3月18日消防予第48号))	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
水素供給スタンド設置に関する保安距離の見直し (経済産業省)	高圧ガス保安法が規定している水素供給スタンドにおける水素供給設備と学校・病院等の建物との間の保安距離の基準について、水素供給スタンドの普及に資する観点も踏まえ、事業者側から提出された実験データの安全性を検証・評価した上で、安全性の確認を前提に、適切な保安距離とする。	16年6月までに事業者から実験データの提出を受けることを前提に16年度中に措置			(経済産業省) 省令改正を行った(平成17年3月24日付け官報掲載)			
水素供給スタンドにおける保安統括者等の選任・常駐義務の見直し (経済産業省)	高圧ガス保安法は、水素供給スタンドの敷地内には、保安統括者1名と常駐の保安係員1名を選任すべきとしているが、水素供給スタンドの普及に資する観点も踏まえ、事業者側から提出された実験データの安全性を検証・評価した上で、安全性の確認を前提に、適切な選任・常駐義務とする。	16年6月までに事業者から実験データの提出を受けることを前提に16年度中に措置			(経済産業省) 省令改正を行った(平成17年3月24日付け官報掲載)			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容						講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期							
		16年度	17年度	18年度					
水素供給スタンドの漏れ検知手段の多様性の容認 (経済産業省)	高圧ガス保安法は、ガス漏れ検知手段の一つとして付臭剤の添加を規定しているが、現在、燃料電池に悪影響を与えないことが確かめられた付臭剤は存在しないことから、付臭剤以外の漏れ検知装置等による代替手段の採用について、事業者側から提出された実験データの安全性を検証・評価した上で、安全性が確認されれば、必要な技術基準を整備する。	16年6月までに事業者から実験データの提出を受けることを前提に16年度中に措置			(経済産業省) 省令改正を行った(平成17年3月24日付け官報掲載)				
水素供給スタンドの保安検査周期の延長 (経済産業省)	高圧ガス保安法においては、水素供給スタンドは毎年1回の保安検査が義務付けられているが、検査の合理化・効率化の観点も踏まえ、事業者側から提出された腐食やその他の劣化の状況、各種安全対策装置類の機能の維持状況等に関する実験データの安全性を検証・評価した上で、安全性の確認を前提に、適切な保安周期とする。	16年6月までに事業者から実験データの提出を受けることを前提に16年度中に措置			(経済産業省) 省令改正を行った(平成17年3月24日付け官報掲載)				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
水素供給スタンドとガソリンスタンドの併設の制限の見直し (総務省)	水素供給スタンドを給油取扱所(ガソリンスタンド)に併設する場合に必要な技術基準の整備を行う。	措置			(総務省) 「水素インフラに関する安全技術検討委員会」(事務局:(財)石油産業活性化センター)において検討された水素スタンドの技術基準を受けて、「燃料電池安全対策検討会」において、水素供給スタンドを給油取扱所に併設する場合の技術基準について追加検討を行い、平成16年10月6日に結論を得た。 この検討結果に基づき、平成17年2月に危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)同年3月に危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)の一部改正を行い、平成17年4月1日に施行した。(平成17年政令第23号)			
移動式水素充填設備用容器に関する例示基準の作成作業の支援 (経済産業省)	移動式充填設備を構成する繊維強化プラスチック複合容器について、燃料電池自動車への水素充填に必要な高圧化に対応するため、事業者が高圧ガス保安法上の「例示基準」を作成する場合、第三者機関による技術基準への適合性評価が円滑に行われることを含め適切な対応を行う。	16年6月までに事業者が例示基準の作成を行うことを前提に16年度中に措置			(経済産業省) 省令改正を行い(平成17年3月30日付け官報掲載) 例示基準を制定した(平成17年3月31日付け)			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16 年 度	17 年 度	18 年 度				
液化ガス輸送容器の充填率に関する上限値の見直し (経済産業省)	高圧ガス保安法は、液化ガス輸送容器への水素の充填率の上限値について、現在、諸外国に比べて低く設定しているが、国際基準との整合化の観点も踏まえ、事業者側から提出された実験データの安全性を検証・評価した上で、安全性の確認を前提に、適切な上限値とする。	16年 6 月 までに事業者から実験データの提出を受けることを前提に16年度中に措置			(経済産業省) 省令改正を行った(平成17年3月30日付け官報掲載)			
家庭用燃料電池に関する消防法に基づく設置届出義務の見直し (総務省)	家庭用燃料電池については、発電設備に該当、又は内燃機関による発電設備に準ずるものとした場合、消防長への設置届出を必要としている。しかしながら、家庭用燃料電池の普及を図る観点から、「定置用燃料電池に係る安全対策に関する調査検討委員会」における検討結果を踏まえ、安全確保に必要な技術基準等の整備を行った上で、できる限り早期に設置届出を不要とする。	措置（16 年度での きる限り 早期）			(総務省) 家庭で用いられると想定される出力であって、一定の安全対策を講じたものについては、設置届出を要しないこととするため、「火災予防条例（例）の一部改正について（通知）」（平成17年3月22日消防安第50号・消防危第53号）により、技術基準等について所要の整備を行ったところ。			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16 年 度	17 年 度	18 年 度				
家庭用燃料電池の設置に関する建築物との「保有距離」の見直し (総務省)	消防法は、家庭用燃料電池を設置する場合、住宅等の建築物から3m以上の距離を置くことを必要としているが、我が国の住宅事情でもその普及を促進するよう、「定置用燃料電池に係る安全対策に関する調査検討委員会」における検討結果を踏まえ、安全確保に必要な技術基準等の整備を行い、保有距離についてできる限り早期に必要な見直しを行う。	措置（16年度でのきる限り早期）			(総務省) 家庭で用いられると想定される出力であって、一定の安全対策を講じたものについては、保有距離を要しないこととするため、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定基準を定める省令の一部を改正する省令」(平成17年総務省令第34号)等により、技術基準等について所要の整備を行い、その旨、都道府県・消防機関に周知を図ったところ。(「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定基準を定める省令の一部を改正する省令の公布について」(平成17年3月22日消防安第56号))			
家庭用燃料電池に関する逆火防止装置の設置義務の見直し (総務省)	市町村条例によっては、酸素又は水素を併用する場合の配管に、逆火防止装置を設けることが義務付けられていることがある。このため、家庭用燃料電池の改質器にも、当該装置を設置する必要がある。しかしながら、機器コストを低減する観点から、「定置用燃料電池に係る安全対策に関する調査検討委員会」における検討結果を踏まえ、これを不要とする方向で安全確保に必要な技術基準等の検討を行い、できる限り早期にその内容を市町村に示す。	措置（16年度でのきる限り早期）			(総務省) 家庭で用いられると想定される出力であって、一定の安全対策を講じたものについては、逆火防止装置を要しないこととするため、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定基準を定める省令の一部を改正する省令」(平成17年総務省令第34号)等により、技術基準等について所要の整備を行い、その旨、都道府県・消防機関に周知を図ったところ。(「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定基準を定める省令の一部を改正する省令の公布について」(平成17年3月22日消防安第56号))			
家庭用燃料電池発	家庭用燃料電池発電設備については、構造改革特別区域における	措置			(経済産業省)			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容						講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期							
		16 年 度	17 年 度	18 年 度					
電設備を一般用電気工作物へ位置づけることによる規制緩和 (経済産業省) <エネイの再掲>	特例措置の評価の時期等にかかわらず、小出力発電設備として一般用電気工作物へ位置づけることにより、電気主任技術者の選任及び保安規程の届出を不要とする。				電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）等を改正し、一定の要件を満たす燃料電池発電設備を一般用電気工作物に位置付けた。（発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（平成17年3月10日経済産業省令第17号）、電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（平成17年3月10日経済産業省令第18号）、電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成17年3月10日経済産業省令第19号）：それぞれ平成17年3月10日施行）				
水素利用技術にかかる研究施設の変更に伴う手続の簡素化 (経済産業省)	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるよう、試験研究の実態を踏まえて、一定の条件（例えば防護壁の設置、遠隔操作等が考えられる。）を設けた上で手続について検討し簡素化する。	措置			(経済産業省) 省令改正を行った（平成17年3月30日付け官報掲載）。				

イ 高圧ガス保安法関係

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16 年 度	17 年 度	18 年 度				
高圧ガス製造施設等の検査 (経済産業省)	優良事業者による自己検査の制度を適切に運用するため、認定基準等について、隨時必要な見直しを行い、制度の運用に万全を期す。	措置			(経済産業省) 省令改正を行った(平成16年11月30日付け官報掲載)			
アンモニア冷媒に関する除害方法の明確化 (経済産業省)	アンモニアの除外保有量について安全性を確認するためのデータが事業者から提示されることを前提として、ユニット型冷凍設備におけるアンモニア除外設備の基準について明示し、統一的な基準を設定することを検討し、結論を得る。	逐次実施			(経済産業省) 平成17年度中を目途に、高圧ガス保安法関係例示基準を改正することにより措置する。			
CO 冷媒の充填について、高圧ガスの製造及び販売に係る規制の緩和 (経済産業省)	CO 冷媒充填装置を高圧ガス保安法の適用除外とする代替措置について安全性を確認するためのデータが事業者から提示されることを前提として、CO 冷媒の充填にかかる規制の緩和を検討し、結論を得る。	逐次実施			(経済産業省) 安全性を確認するためのデータが事業者から提出されていないため、検討を行っていない。			
高圧ガス製造のための施設等の変更に伴う手続の簡素化 (経済産業省)	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるよう、試験研究の実態を踏まえて、一定の条件(例えば防護壁の設置、遠隔操作等が考えられる。)を設けた上で手続について検討し簡素化する。	措置			(経済産業省) 省令改正を行った(平成17年3月30日付け官報掲載)			

ウ 労働安全衛生法関係

事項名	措置内容	実施予定期			講ぜられた措置の概要等	備考
		16年度	17年度	18年度		
レーザー機器のクラス分類の簡素化 (厚生労働省)	レーザー機器のクラス分類について、日本工業規格(J I S)の改正に応じその簡素化を図る。	措置			(厚生労働省) レーザー機器のクラス分類については、日本工業規格(J I S)が平成17年1月20日に改正されたことを踏まえて、平成17年3月25日に「レーザー光線による障害の防止対策について」を改正する通達(基発第0325002号)を発出し、所要の措置を講じた。	

工 消防法関係

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
排煙設備に係る技術基準の性能規定化 (総務省)	排煙設備の技術基準を性能規定化することについて検討し、所要の措置を講ずる。	措置			(総務省) 「消防法施行規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第93号）」等により、通常用いられる消防用設備等と同等以上の性能を有する消防用設備等に対して、弾力的に対応するための規定の整備を行ったところ。			
消防法で規定する消火設備に係る技術基準の見直し (総務省)	スプリンクラーヘッドの技術基準を性能規定化することについて検討し、所要の措置を講ずる。	措置			(総務省) 「消防法施行規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第93号）」等により、通常用いられる消防用設備等と同等以上の性能を有する消防用設備等に対して、弾力的に対応するための規定の整備を行ったところ。			
危険物施設の保安検査 (総務省)	「危険物保安に係る技術基準の性能規定化に関する調査検討会」における検討結果を踏まえ、危険物施設の保安検査に当たって適用される基準を含む危険物規制に関する技術基準のうち、可能なものについての性能規定化を検討し、所要の措置を講ずる。	可能な事項から逐次実施			(総務省) 性能規定化のあり方等について、「危険物保安に係る技術基準の性能規定化に関する調査検討会」において、検討を行った。この検討結果に基づき、個別に検討が行われた地下タンク貯蔵所については優先度が高いと判断された技術基準について、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）等の一部改正を行い、平成17年4月1日に施行した。平成17年度も引き続き、性能規定に関する所要の調査・検討を行う予定。			

消防法上の非常用電源における対象設備の拡充 (総務省)	燃料電池、ナトリウム・硫黄(N A S)電池及びレドックスフロー電池並びにマイクロガスタービンを消防法上の消防用設備等の非常用電源として取り扱えるよう、所要の措置を講ずる。	措置		<p>(総務省)</p> <p>「消防法施行規則の一部を改正する省令」(平成 17 年総務省令第 33 号)により、燃料電池、ナトリウム・硫黄(N A S)電池及びレドックスフロー電池並びにマイクロガスタービンを消防法上の非常電源として取り扱うために必要な技術基準等の見直しを行ったところ。</p>	
危険物施設における「単独荷卸し」実施の適用対象の拡大 (総務省)	給油取扱所と同様の形態の地下タンク等についても単独荷卸が実施できるよう、所要の措置を講ずる。	措置		<p>(総務省)</p> <p>給油取扱所と同様の形態の地下タンク等について「単独荷卸し」を拡大実施する場合の安全性対策等について検討し、平成 17 年 3 月に運用通知を示した。(平成 17 年 3 月 10 日 消防危第 52 号)</p>	

オ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容						講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期							
		16 年 度	17 年 度	18 年 度					
防災資機材としてのいわゆる - S型泡放射砲の採用の容認 (総務省)	- S型泡放射砲について、複数の3点セット(大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車)を保有する場合における2セット目以降の大型高所放水車と代替できるよう、所要の措置を講じる。		措置		-	(総務省) 平成17年度に「石油コンビナート等災害防止法施行令」の一部改正を予定。			
高機能性化学プラントに対するレイアウト規制の合理化 (総務省、経済産業省)	事業者から具体的な事業の提案及び関連するデータ等の提出がなされるならば、工場棟の建て替えや石油コンビナート地区の再開発において、多品種・少量生産プラント等の設置に関する施設地区の区分、地区要件を緩和する。	逐次実施			-	(総務省・経済産業省) 事業者からの具体的な提案がなかったため、平成17年度以降も引き続き提案を受け付けることとする。			
ファイナンス・リースに係る放射線障害防止法の賃貸業に係る義務の緩和 (文部科学省)	ファイナンス・リースによる放射性同位元素の賃貸業に係る施設の設置、維持及び管理に関する義務の軽減について、放射線障害を防止するために最低限必要な点に留意しつつ検討し、措置する。	措置				(文部科学省) ファイナンス・リースによる放射性同位元素の賃貸業に係る施設の設置、維持及び管理に関する義務の軽減について、放射線障害を防止するために必要な点に留意しつつ検討を行い、放射線障害防止法の改正(平成16年6月公布)により措置したところ。(同法は、公布後1年以内に施行。)			
ナトリウム・硫黄	建築基準法は、用途地域ごとにナトリウム、硫黄等の危険物の貯	措置				(国土交通省)			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16 年 度	17 年 度	18 年 度				
(N A S)電池に係る用途地域規制の緩和 (国土交通省)	蔵量を制限しているが、一定の技術基準に適合するナトリウム・硫黄(N A S)電池を設置する建築物を一定の用途地域において建築することができるよう、平成15年12月に「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」(平成15年政令第524号)により措置したところであり、平成16年度中に必要な技術基準の整備を行う。				平成16年11月に国交告示第1473号「安全上・防火上支障がない構造の蓄電池を定める件」により、ナトリウム・硫黄(N A S)電池の技術基準の整備を行った。			
鉱山保安法の改正 (経済産業省)	民間の自主性を活かし鉱山保安確保への取組を進めることを目的として、鉱業権者による保安上の危険の把握とこれに対する対策の実施・見直しを前提としたより現場の実態に合った合理的な規制を導入するとともに、近時、必要性が相対的に低下した一律・事前の規制を大幅に整理・合理化することにより、全体として規制の合理化を行うために、鉱山保安法の所要の改正を行う。	法案成立 後公布			(経済産業省) 下記の法令等の制定により、全体として規制の合理化を行った。 ・鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布・平成16年法律第94号)(平成17年4月1日本格施行) ・鉱山保安法施行規則(平成16年9月27日経済産業省令第96号)(平成17年4月1日施行) ・鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令(平成16年9月27日経済産業省令第97号)(平成17年4月1日施行) 等 (規制の合理化の内容) ・各鉱山において鉱業権者が行う保安上の危険の把握と、これに対する対策の実施・見直しを促し、鉱山に応じた適切かつ確実に保安を確保させるための制度を新たに導入(リスクマネジメント手法の導入)。			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16 年 度	17 年 度	18 年 度				
					・規制の大括り化・性能規定化（詳細な規定は指針化） ・一律・事前の規制の大幅な整理・合理化（国による機械器具等の検定、施設の落成検査・性能検査及び国家試験制度の廃止、保安管理体制の簡素化 等）			
新規にがん具煙火を指定する際の審査基準の作成 (経済産業省)	新たにがん具煙火に指定するための安全性の審査基準を検討した上で、策定・実施する。	措置（16年度中のできるだけ早い時期）			(経済産業省) 新たにがん具煙火に指定するための安全性の審査基準を策定した。「新規がん具煙火追加要望審査実施要領（内規）」により措置。（平成17年3月制定）			
特定事業所の休止時における防災要員、防災資機材の配備の緩和 (総務省)	石油コンビナート等災害防止法上の特定事業所が休止状態である場合、防災要員及び防災資機材の配備を必要最小限とすることについて、検討を行い、結論を得る。	検討・結論			(総務省) 関係機関等による検討結果を踏まえ、関係道府県知事あてに「休止中の特定事業所における防災体制について（平成17年3月4日消防特第42号）」を発出し、特定事業所が休止状態である場合の防災要員の自宅等からの駆けつけを認めること等の所要の措置を講じた。			
維持流量発電設備の安全管理審査対象からの除外 (経済産業省)	維持流量発電設備の安全管理審査対象からの除外にかかる要件等については、保安実績や根拠となるデータ等を踏まえ検討し、措置を講ずる。	検討	措置		(経済産業省) 維持流量発電設備の安全管理審査からの除外にかかる要件等について検討した。検討結果を踏まえ、平成17年度に所要の措置を講ずる。			
水力発電所の制御方式変更に伴う届出の廃止 (経済産業省)	水力発電所の制御方式の変更に伴う届出の要件等については保安実績等を踏まえ検討し、措置を講ずる。	検討	措置		(経済産業省) 水力発電所の制御方式の変更に伴う届出等の要件について保安実績等を踏まえ検討した。検討結果を踏まえ、平成17年度に所要の措置を講ずる。			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16 年 度	17 年 度	18 年 度				
製造業者に係る軽微な変更の工事等の対象の拡大 (経済産業省)	軽微な変更工事の対象とすることが望まれる変更工事について、軽微な変更工事とした場合、火薬類の保安上支障がないか精査した上で対象の拡大を検討し、結論を得る。	検討	検討・結論	-	(経済産業省) 軽微な変更工事の対象とすることが望まれる変更工事について、軽微な変更工事とした場合、保安上支障がないか考慮しつつ、その具体化を検討中である。 今後の検討を踏まえ、保安上支障がないものは範囲を拡大する見直しを行うこととする。			
原子力分野におけるクリアランスの法制化 (経済産業省)	原子力施設の運転及び解体に伴い発生する固体状物質について、これに起因する線量が、自然界の放射線レベルに比べて十分小さく、人の健康に対するリスクが無視できるものである場合、当該物質を放射性物質として扱わないこととするクリアランスの制度化について、検討を行い、結論を得る。	検討・結論			(経済産業省) クリアランスの制度化については、原子力安全委員会の検討等を踏まえ、経済産業省の総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会廃棄物安全小委員会において報告書「原子力施設におけるクリアランス制度の整備について」を平成16年9月にとりまとめ公表(同年12月一部改訂)した。さらに、これまでの検討を踏まえた核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を第162回通常国会に提出した。			